

「採用試験の在り方を考える専門家会合」（第11回）議事要旨

1 日時：平成21年2月13日（金） 15:00～17:00

2 場所：人事院第2特別会議室

3 出席者（五十音順）

岩澤 康裕 東京大学大学院理学系研究科教授
岡田 真理子 和歌山大学経済学部准教授
金井 利之 東京大学大学院法学政治学研究科教授
高橋 滋 一橋大学大学院法学研究科教授（座長）
土井 真一 京都大学大学院法学研究科教授
廣瀬 壮一 東京工業大学大学院情報理工学研究科教授

（欠席：工藤 裕子 中央大学法学部教授、野澤 正充 立教大学大学院法務研究科教授、吉野 直行 慶應義塾大学経済学部教授）

4 議事次第

- (1) 開会
- (2) 事務局から資料の説明
- (3) 意見交換
- (4) 閉会

5 議事概要

報告書案について意見交換が行われ、出席者から大要以下のような意見等があった。

- 平成13年のI種技術系区分の再編について、「セクショナリズムの弊害是正の一環として」という記述があるが、セクショナリズムの弊害是正というより、技術系の行政官であっても、特定の専門分野に通ずるだけではなく、ジェネラリスト的な人材を育成していくということの方がよいのではないか。
- 学生にとってより魅力的な就職先が出現してきたことや、民間企業における採用選考の時期が早期化していること等について記述した部分の表題が「労働市場の変化」とされているが、これらの状況は、「労働市場」というよりは、「就職市場」あるいは「就職・労働市場」といった表現がより適

切ではないか。

- 研究系の大学院からの採用状況を記述した部分について、採用試験を受験するインセンティブを失わせることのないよう、表現ぶりについては留意する必要がある。
- 院卒者試験について、選考ではなく採用試験として実施する以上は、一定の採用予定者数を確保する必要があることは理解できるが、そのことを強調しすぎると、採用において院卒者を優遇するという印象を与えることにつながりかねないことから、表現については留意すべきである。
- 院卒者試験の採用予定者数については、各任命権者において決定されるものであり、任命権者は、大卒試験採用者数と院卒者試験採用者数を分けて示すということをはっきり書いてもらわないといけない。両者を合算して採用予定者数が何人という書き方では、それぞれの採用試験での合格人数を決められないだろう。人事院は、任命権者から一定の採用予定者数が出てくれば、対応するというスタンスではないか。
- 人材供給構造が変化している中で、これまでの採用試験のように大卒者中心ではなく、院卒者を採用する可能性も考えて、各府省において採用計画を立ててほしいというメッセージを発することはできるのではないか。
- 「国際競争力の高い人材」との表現があるが、この場合に、「国際競争力」という言葉を使うと意味が異なってしまうのではないか。
- 総合職試験において検証する能力としては、採用時の職務に係る企画立案能力を重視して検証するというにとどまるのではないか。総合職試験からの採用者と一般職試験からの採用者が将来的にどの職種に就くかということは明確に区別されていないことから、採用後の役割を期待した潜在能力を把握することは、適当ではないのではないか。
- 受験資格の上限年齢の設定に当たっては、長期育成の観点から設定しているなど、当該年齢を設定する理由についての説明が必要ではないか。
- 法科大学院や公共政策大学院などは、修士課程ではなく、専門職学位課程として位置付けられているため、「修士課程の修了者」とすると、専門職大学院の修了者は入らなくなることに留意が必要である。

- 一般職試験の名称に関して、一般職試験からの採用者は、転勤もあり、限定的な業務をこなすのみではないという点において、民間企業の一般職社員と異なるということを説明するのではないか。
- 試験の名称について、国家公務員制度改革基本法で試験の名称が定められているため仕方のないところはあるが、一般職試験の「一般職」という概念と、国家公務員法上の「一般職」という概念が、まったく異なるものであるにもかかわらず、同一の名称を用いていることが紛らわしく、内閣法制局がどのように整理しているかは知らないが、気になる。
- 年齢の下限を定めるとした場合には、飛び級で卒業する者がいることについても留意する必要がある。
- 総合職試験の場合と同様、一般職試験において検証する能力に関しても、採用後の配置等を考えた能力検証をすることは適当でないのではないか。一般職試験からの採用者については、採用試験の段階では的確な事務処理能力を重視して能力検証を行うものであって、採用後の業務等を通じて、政策の企画立案能力もあると判断されれば、その時点で企画立案的な業務に従事することもあるということではないか。
- 基本法において、一般職試験は、的確な事務処理に係る能力を「重視して」行う試験であるとされており、「重視する」とすることには、企画立案能力も見るということも排除されていない。また、総合職試験と一般職試験の間にあまり大きな壁を設けないという視点からも、総合職試験と一般職試験のそれぞれにおいて、企画立案能力と的確な事務処理能力を両方検証することに意義があると考えられ、そういった趣旨をもう少し書き込んでおけばよいのではないか。
- 「採用試験の検討は、採用後の人事管理の検討と歩調を合わせて、全体としての検討を行う必要がある」という点について、人事院においても、「公務研修・人材育成に関する研究会」を開催し、検討を行っている旨も付言しておけばよいのではないか。
- 「新たな時代の要請に応えた能力・実績主義に基づく人事管理の実現」という記述について、例えばどのような措置を講ずることにより、そのような人事管理を実現していくのかということを示しておいた方がよいのではないか。

以 上

(文責：専門家会合事務局 速報のため事後修正の可能性あり。)